

西条市農業委員会 令和6年度 第12回総会 議事録

1. 日 時 令和7年3月5日(水) 午後2時00分から午後2時53分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100.0%
推進委員 出席者 26名 欠席者 4名 出席率 86.7%

○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤 茂

会長代理 23番 真鍋 美鈴

委 員 1番	越智 一志	10番	篠森 均	18番	山内ふさえ
2番	明比 典正	11番	真鍋 覚	19番	徳永 耕治
3番	徳増 靖記	12番	武方 謙一	20番	宇佐美好正
4番	一色 達夫	13番	鈴木 伸二	21番	余吾 秀利
5番	白木あゆみ	14番	武田 弘文	22番	岡田 貴洋
6番	藤田 孝明	15番	武田 喜義	24番	宇野 嘉秀
7番	近藤 明弘	16番	曾我部英樹		
9番	長谷川孝師	17番	武田 安博		

○推進委員出席者氏名

委 員 1番	寺田 昌直	13番	平木 克彦	24番	渡部 靖
2番	一色 信之	14番	中川 英隆	25番	佐伯 保親
3番	加藤 武司	15番	武田 義臣	26番	佐伯 静雄
4番	高橋 滝雄	16番	山田 好一	27番	玉井 隆志
5番	伊藤 龍二	17番	垂水 久明	28番	桑原 俊樹
6番	伊藤 正夫	18番	楠窪 和彦	30番	日野 貴文
7番	日野 哲也	20番	高木 秀昭		
8番	宮武 恭宏	21番	高橋 寿夫		
9番	岡本 省三	22番	佐山 林壱		
12番	真田 克彦	23番	黒河 祐二		

○欠席者氏名

10番	安藤 英利	11番	近藤 仁志	19番	菅 辰郎	29番	小倉 謙治
-----	-------	-----	-------	-----	------	-----	-------

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第5号 西条市農業委員会事務局処務規程の一部改正について

議案第6号 西条市農地バンク事業実施要綱の一部改正について

議案第7号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第8号 「西条地域の農業の振興に関する計画」の定期的な検証に対する意見の決定について

議案第9号 地域計画（案）に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局及びその他の職員

○農業委員会事務局

事務局長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹

事務局次長 高橋徹也 事務局副主査 遠藤竜彦

○農水振興課

副課長 日野智之 主任 戸田隼矢

7. 議事内容

事務局 定刻になりましたので、ただ今から令和6年度 第12回総会を開催いたします。

皆さま、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 【会長挨拶】

事務局 それでは、議事の進行は、農業委員会会議規則の規定により、会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議 長 規定により私が議長を務めさせていただきます。これより先は、着座にて進行しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、令和6年度 第12回西条市農業委員会総会を開会いたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 慣例ではございますが、議事録署名人の指名を私の方からさせていただきます。真鍋美鈴委員、宇野嘉秀委員の両委員にお願いをいたします。

本日の欠席届が、農地利用最適化推進委員、10番 安藤英利委員、11番 近藤仁志委員、19番 菅辰郎委員、29番 小倉謙治委員より出ておりますので、ご報告いたします。

ただ今の出席農業委員数は、24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをお伝えしておきます。

書記につきましては、事務局の戸田、遠藤の両君にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

農地法第3条関係

議長 まず、農地法第3条関係、議案書につきましては3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いいたします。

議案内容についてご説明する前にお詫びがございます。

お手元にお配りしておりますこちらの資料、議案書の14ページになりますが、下線を付した箇所に誤りがありましたので訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは失礼して、着座にてご説明させていただきます。

議案書4ページをご覧ください。

176号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

177号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

178号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放により、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

179号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放により、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

180号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、兄である〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書5ページをご覧ください。

181号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、兄である〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

182号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放により、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

183号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

184号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

185号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書6ページをご覧ください。

186号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

187号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

188号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放により、〇〇の 〇〇 氏からから所有権の移転を受けようとする申請でございます。

189号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書7ページをご覧ください。

190号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

191号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から利用権設定により借受けている農地について、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書8ページをご覧ください。

192号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

193号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

194号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上19件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました案件の中で、176号、180号、181号、187号、189号及び194号は新規就農であり、この内180号及び181号については面接を行っていただいておりますので、担当地区委員からご報告をしていただきたいと思います。

す。

180号及び181号について、近藤明弘委員さんの方からご報告をお願いしたいと思います。よろしく願いをいたします。

近藤明弘委員

報告いたします。座って報告させていただきます。

今回の新規就農者である希望者につきまして、2月21日に加茂公民館において面接を行いました。面接を行ったのは伊藤龍二委員と伊藤正夫委員、そして私、近藤です。当案件の申請人は、〇〇の 〇〇 氏、〇歳と〇〇の 〇〇 氏、〇歳の姉妹であります。両氏は申請地がある地区の出身で20年ほど前に申請地を取得しようとしたら面積要件により取得ができず、農地を所有していた兄の名義で取得し、サカキやシキビ、白菜やサツマイモなどの野菜を中心として耕作を行っております。最近になって、面積要件が撤廃されたという話を耳にし、今回の申請となっております。当該申請地一帯は、サル、シカ、ハクビシンの被害がある場所ではありますが、耕作をすることが好きなので、体が動くうちは耕作していきたいとの事であります。最後に鳥獣害や後継者などについて意見交換を行い、面接を終了しました。また、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

お二人とお話して私も感じたことなんですが、仲のいいお二人でこれから健康で野菜作りに励まれたらと思いました。

以上で報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

近藤明弘委員さんをはじめ面接に携わっていただきました委員の皆さん、大変お忙しい中、お世話になりました。

次に、176号、187号、189号及び194号につきましては、新規就農案件ではありますが、いずれも自家消費用の作物の栽培を目的としたものであり、面接は行っておりませんので、事務局より報告をいたします。

事務局

失礼します。

176号の譲受人である 〇〇 氏は、譲渡人の 〇〇 氏の叔父にあたります。前々から米の耕作について興味を持っていたところ、自宅の隣にある農地〇〇㎡を買い受ける機会ができたため、今回の申請となっております。自家消費の米を耕作する予定であり、農機具については 〇〇 氏が使用しているものを借りるとのことです。また、隣に住む娘夫婦もサポートするとのことでもあります。

187号の譲受人である 〇〇 氏であります。妻の実家が農家で手伝いをしており、農業経験はあるとのことでもあります。今回、自

宅の隣にある農地〇〇㎡を購入する機会ができたため、自家消費用の野菜を耕作したいとの思いから、今回の申請となっております。

１８９号の譲受人である 〇〇 氏であります。以前から野菜の耕作に興味を持っており、自宅敷地等で耕作していましたが、正式に畑を取得して耕作してみたいという思いがあり、今回、自宅付近の農地〇〇㎡を買い受ける機会ができたことから、今回の申請となっております。キャベツ、ニンジン、ジャガイモなどの自家消費用の野菜を耕作する予定にしているとのことであります。

１９４号の譲受人である 〇〇 氏は、〇〇で〇〇という会社を経営しております。今回、会社の近所である申請地〇〇㎡を買い受ける機会があり、就農しようとするものであります。申請地２筆のうち、広い方は既存の柿畑であり、もう一つは一般の畑であります。柿畑はそのまま柿を栽培し、もう一つの畑については、自家消費用の季節野菜を耕作する予定であります。また、譲受人が中心で耕作しますが、社員２名がサポートするとのことであります。

こちらの４件につきましては、規模拡大の予定はないとのことであり、また、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けております。

以上です。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

事務局におかれましても大変ご苦労さまでございました。

ただ今事務局より説明がございました１９件につきまして、１７６号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

地区委員 １７６号 問題ありません。

１７７号、１７８号、１７９号、１８０号、１８１号 問題ありません。

１８２号、１８３号、１８４号、１８５号 問題ありません。

１８６号、１８７号 問題ありません。

１８８号 問題ありません。

１８９号、１９０号 問題ありません。

１９１号 問題ありません。

１９２号 問題ありません。

１９３号 問題ありません。

１９４号 問題ありません。

議 長 ありがとうございました。

地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、

ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上１９件を原案どおり許可することといたします。

農地法第４条関係

議 長 次に、農地法第４条関係、議案書につきましては９ページ、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
まず議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書１０ページをご覧ください。
１５号は、〇〇の 〇〇氏が、自己住宅及び車庫を建築しようとする申請でございます。
本件は是正案件であり、申請地には申請人の今は亡き父親によって平成２年頃に農業用倉庫が建築され、使用されておりましたが、２０年ほど前に申請人によって住宅兼車庫に改築され現在に至っております。後ほど議案第３号でご審議いただきます１２４号の案件のため、調査を行ったところ違反転用であることが判明いたしました。このことを知った申請人は深く反省し、「以後このような違法行為のないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。
以上１件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
ただ今事務局より説明がございました１件であります、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 １５号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条関係

議長 次に、農地法第5条関係、議案書につきましては11ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、122号について審議をいたします。

本件につきまして、〇〇委員は、当事者本人であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇 委員 退室)

議長 それでは、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

122号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明のありました1件ではありますが、これについて、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 122号 問題ありません。

議長 ありがとうございました。

地元の委員さんからは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承

認することとし、知事に進達いたします。

以上で ○○ 委員に関する案件は終了いたしましたので入室を認めます。○○委員さん、お入りください。

(○○ 委員 着席)

議 長 審議を再開いたします。
残りの9件につきまして、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書12ページをご覧ください。
123号は、○○の ○○ 氏が、○○の ○○ 氏から所有権移転を受け、住宅敷地を拡張しようとする申請でございます。
本件は是正案件であり、申請地の一部は、譲受人が平成29年に一体利用地である分譲地を購入した際には既に造成が行われており、現在は譲受人が犬舎を設置し、犬の飼育スペースとなっております。
このたび、譲受人が飼育する犬が増え、飼育スペースが手狭となったことから、隣接地を購入するため専門家に調査を依頼したところ、違反転用であることが判明いたしました。譲渡人からは、申請地に隣接する分譲地を開発した際に不動産業者が転用許可を受けることなく申請地の一部を造成したことが原因であり、譲渡人、譲受人ともに被害者ではあるものの過失はなく、当該不動産会社に全責任があるとの申述書が提出されております。
124号は、○○の ○○ 氏が、○○の ○○ 氏ほか○名から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。
本件は、議案第2号でご審議いただきました15号の案件と関連した案件であり、本件申請地の一体利用地として15号の申請地等を利用しようとするものであります。
125号は、○○の株式会社 ○○が、○○の ○○ 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。
126号は、○○の○○ 株式会社が、○○の ○○ 氏から所有権移転を受け、建売住宅1棟を建築しようとする申請でございます。
議案書13ページをご覧ください。
127号は、○○の ○○ 氏が、○○の ○○ 氏から所有権移転を受け、住宅敷地を拡張しようとする申請でございます。
128号は、○○の有限会社 ○○が、○○の ○○ 氏ほか○名から所有権移転を受け、分譲地1区画を造成しようとする申請でございます。
129号は、○○の有限会社 ○○が、○○の ○○ 氏から賃借

権の設定を受け、調剤薬局店舗を建築しようとする申請でございます。

130号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、分譲地2区画を造成しようとする申請でございます。

議案書14ページをご覧ください。

131号は、〇〇の〇〇農業協同組合が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から所有権移転、〇〇の 〇〇 氏から賃借権の設定を受け、事務所等を建築しようとする申請でございます。

以上9件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました9件につきまして、123号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 123号、124号 問題ありません。
125号 問題ありません。
126号 問題ありません。
127号、128号 問題ありません。
129号 問題ありません。
130号 問題ありません。
131号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上9件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

相続税の納税猶予適格者証明願

議 長 つづきまして、議案書につきましては15ページ、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、を議題といたします。

議案内容につきまして、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書 16 ページをご覧ください。

5号であります。申請人は、令和6年度第10回総会において、相続税の納税猶予を希望する農地9筆についてご審議いただき、納税猶予を受けるための適格性を有する旨、ご承認をいただきましたが、申請人が相続した残りの農地2筆につきましても納税猶予を受けたいとのことで申請があったものです。

このたびご審議いただきます農地2筆につきましても、前回と同様に被相続人が生前から特定貸付けを行っておりますが、申請人による相続後も引き続き特定貸付けが行われており、2筆いずれも適正に耕作されております。

以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました1件であります。地元の委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 5号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんの方からも問題ないとのことありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することといたします。

西条市農業委員会事務局処務規程の一部改正

議長 次に、議案書17ページ、議案第5号、西条市農業委員会事務局処務規程の一部改正について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書18ページをご覧ください。

令和7年3月末日をもちまして農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に規定する経過措置が終了するた

め、西条市農業委員会事務局処務規程第3条に規定する事務局の事務を改正しようとするものです。

今回の改正であります、本来の改正の目的が先ほど述べたとおりではあります、農業委員会等に関する法律の改正などにより現行の規定に齟齬が生じているものがあり、それらの規定も併せて改正することとしております。

改正の内容につきましては、議案書19ページから20ページ、新旧対象表の改正後の欄の第3号から第6号までと第13号から第17号までは今回の改正で新たに加えるもの、第7号から第11号までが農業委員会等に関する法律第6条に規定する農業委員会の所掌事務の内容に合わせ改正しようとするものです。また、改正前の欄の第5号中の農業経営基盤強化促進法、以下、基盤強化促進法といいます、に係る規定を削除することとしております。

なお、改正後の規程の施行日は令和7年4月1日からとしております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局より説明のあった内容でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。

ただ今の提案について、委員の皆さん、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり規程の一部改正を行うことといたします。

西条市農地バンク事業実施要綱の一部改正

議長 つづきまして、議案書21ページ、議案第6号、西条市農地バンク事業実施要綱の一部改正について、を議題といたします。

議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書22ページをご覧ください。

西条市農業委員会で実施しております農地バンク事業のルールを定めたものがこの要綱であります、先ほど議案第5号でもご説明しましたとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に規定する経過措置が終了し、基盤強化促進法による利

用権設定での農地の貸借ができなくなるため、農地バンクの利用要件について改正しようとするものです。

改正の内容であります。農地バンク利用の要件としてまして、農地登録者と利用希望者の契約交渉が成立した場合に、権利の設定又は移動に関する許可等を受けるため、農業委員会への手続きが必要となっておりますが、この手続きの方法としまして基盤強化促進法によることが規定されていることから、手続きの方法を農地中間管理機構の推進に関する法律によることに改めるものであります。

なお、改正後の要綱の施行日は令和7年4月1日からとしております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明のあった内容でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。

先ほどの説明について、委員の皆さん、ご意見、ご異議等ございませんかでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり要綱の一部改正を行うことといたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 つづきまして、議案書25ページ、議案第7号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 議案書27ページをご覧ください。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による改正前の基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書28ページから102ページとなっております。

基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、460件、面積は、142万7,324.69㎡となっております。そのうち、所有権移転は、7件、面積は、1万889㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

先ほど事務局より説明がありましたとおり、これが最後（の農用地利用集積計画）でありますので非常に件数が多くなっておりますが、よろしくご審議をお願いいたします。委員の皆さんの方からこの件につきまして、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

西条地域の農業の振興に関する計画関係

議 長 次に、議案書につきましては103ページ、議案第8号、「西条地域の農業の振興に関する計画」の定期的な検証に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容について、担当課であります農水振興課から説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

農水振興課 農水振興課の戸田と申します。本日はよろしくお願いいたします。
議案8号、27号計画の定期検証について説明させていただきます。説明は103ページからの資料を使用して行わせていただきます。西条地域の農業の振興に関する計画の定期的な検証に対する意見の決定についてと記載されているページです。いわゆる27号計画と呼ばれている計画についてです。

まず、27号計画について説明させていただきます。一般的に農振農用地、いわゆる青地農地については、農業振興地域の整備に関する法律、以下、農振法とさせていただきますが、農振法に基づき、市が農業振興地域整備計画、いわゆる農振計画を定めておりますが、農振法施行規則第4条の5第1項第27号に基づく計画、いわゆる27号計画は、市の農業振興策として農振計画を補完する計画でございます。一般的に農振法では、青地に指定された農用地を農振除外する場合の要件として、代替地がないことなどの6つの要件がございます。その中の一つに「土地改良事業等完了後8年を経過している土地であること」との規定があり、該当地については原則、除外は認められておりません。しかしながら、「地域農業の振興に資する施設」として

この27号計画に位置付けられた施設に関しては、ほ場整備などの面的整備事業を除く土地改良事業については、例外的ではございますが8年未経過であっても除外が可能となるものでございます。116ページの右側に27号計画の概要がございます。計画の策定主体は市となっており、対象となる施設は農家住宅等の農業の振興を図る施設となっております。農家住宅の建設に関して平成30年12月及び令和3年12月に27号計画に位置付けられ、その後、農振除外、農地転用を経て現在、農家住宅が建設されております。

次に、本件で審議いただく検証についてのご説明です。建設された農家住宅に関しては、116ページ右側下部にありますように、定期検証が必要となっております。検証に関しては、農用地以外の土地とされた翌年以降、27号計画が定められた日から5年を経過する日まで実施されることとなります。当該土地に関しては令和3年12月に農振除外が行われていることから、今回の検証が3年目となっております。検証内容といたしましては、27号計画に従って建設された農家住宅が、当該地域の農業の振興の方針及び達成すべき目標に沿って効用を発揮しているかについてでございます。具体的には申請者の親が周辺で農業を営んでおり、申請者は今後親の農業経営を継承し、地域農業の担い手として活躍できるかどうかについてでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今農水振興課の方から27号計画の検証について、ご説明がございましたが、この案件につきまして地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということでございますが、この件に関しまして、委員の皆さんからご意見やご異議等はございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

地域計画（案）に対する意見の決定

議長 次に、別冊の議案書1ページ、議案第9号、地域計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容について、担当課であります農水振興課からご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

農水振興課 農水振興課の日野と申します。本日はよろしくお願いいたします。
すみませんが、着座にて説明させていただきます。

皆さまご承知のことと存じますが、地域計画とは、今後、高齢化や農家人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されている中、国は、農業経営基盤強化促進法を改正し、従来の「人・農地プラン」を「地域計画」として策定しました。これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成、実行してきましたが、地域計画では、10年後の1筆ごとの農地を、どの担い手に集積、集約するかを表した、農地利用の将来図となる「目標地図」を新たに作成することが求められています。西条市においては、JAの旧支所を基本単位とする市内全23地区での策定を予定しており、具体的には飯岡、玉津、中央、大町、神戸、橘、氷見、禎瑞、周布、吉井、多賀、壬生川、国安、吉岡、楠河、三芳、庄内、丹原、徳田、田野、中川・桜樹、小松、石根地区となっております。23地区全てを説明すると2ページから107ページまでと、かなり時間がかかりますので、本日は2ページの飯岡地区を例に説明させていただければと思いますのでよろしくお願いします。

それでは2ページの上から順に説明いたします。

まず、策定年月日のところですが、ここは空欄になっておりますが、関係機関、農業委員会、土地改良区ですとかJA、中間管理機構から意見書をいただいた後、2週間の公告縦覧期間を経まして、市が策定することになりますので、策定年月日は3月下旬を予定しております。目標年度につきましては、10年後の令和16年度になります。

つづきまして、1の（1）、地域計画の区域の状況ですが、区域内の農用地等面積は、青地の面積となります。（2）地域農業の現状及び課題、（3）地域における農業の将来の在り方の記述が続きますが、こちらは人・農地プランと同様の記載内容となっております。

つづきまして、2の（2）、担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標につきましては、分母が地区の青地面積、分子が地域内の農業を担う者の合計面積が入っております。

3ページをご覧ください。こちらは、3農業者及び区域内の関係者

が2の目標を達成するためにとるべき必要な措置を記載しております。次の4の地域内の農業を担う者一覧については、5ページをご覧ください。ありがとうございました。

こちらには、属性、農業を担う者の氏名・名称、現状及び10年後の経営品目・面積といった記載がありまして、属性欄は、認定農業者、認定新規就農者、利用者のいずれかを記載し、利用者には、これまでの人・農地プランで名前があった者等が該当しております。また、氏名欄には飯岡地区以外の入作を含めた者、合計39名の氏名を記載しております。

つづいて、現状面積は、少ないと感じられるかと思いますが、飯岡地区の青地に限定した経営面積を記載しております。現状と10年後の経営面積は、基本的にはイコールにしていますが、白地しか耕作していない者は経営面積がゼロになってしまいますので、国の補助事業を受けるためにはリストに名前が入っていないといけない関係上、10年後の経営面積を若干増やしております。なお、この地域計画は、最終的に市のホームページでの公表が必要ですが、個人名のところは伏せさせていただく予定です。

4ページに戻っていただきまして、5農業支援サービス事業者一覧及び7基盤法第22条の3の地域計画に係る提案の特例を活用する場合につきましてはございません。6目標地図につきましては、先月の総会で提案させていただいておりますので、今回省略をさせていただけたらと思います。

以上、飯岡地区の地域計画を例に説明いたしましたが、その他の地区につきましてもご確認いただければと思います。なお、来年度以降につきましても、地域計画の見直しに向けた話し合いを継続して行うことで、目標地図のブラッシュアップを図っていきたいと考えております。また、先程も申し上げましたとおり、国の補助事業を受けるためには、3月末までの策定が必要となりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。

ただ今農水振興課の方からご説明がございましたが、これに対する質問やご意見等がございましたらお受けしますが、ございませんでしょうか。

桑原俊樹委員 すみません。

議 長 はい、お願いします。

桑原俊樹委員 説明を聞き洩らしたかもしれませんが、その場合はごめんなさい。

5 ページ、担う者の表があるのですが、属性の中の利用者というのはどういう定義になるのでしょうか。

農水振興課 質問ありがとうございます。西条市の場合は、基本的には人・農地プランに載っていた方で、当時は認定農業者であった方ではあるんですけど、（認定の）更新をしなかった方などを示しています。

桑原俊樹委員 当時認定農業者で更新しなかった方、だいたいそう思ったらいいんですか。

農水振興課 はい。

桑原俊樹委員 農業新聞なんかでこの地域計画をやってますよといった記事が載っている中で、西条市の場合は、認定農業者若しくは集団とかそういう単位で、兼業で一町以上やっているような認定農業者になれない、将来はなるかもしれないが、一定以上の規模の方は、こういうリストの中には入れられないのでしょうか。それとも今後の見直しで考えてみようと思われているのか、その辺りの見通しはどうでしょうか。

農水振興課 地域計画については、随時見直しを行うこととしておりますので、もしそういう方がいらっしゃいましたら、教えていただいて、順次見直しをかけていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

桑原俊樹委員 見直しは年に一回締切があって、それまでに合せというのではなく、随時、農水の方に連絡、報告をするようなことでいいのでしょうか。

農水振興課 そうですね。人の見直しについては、年一回を想定しております。あと、青地の除外については、その都度見直しということになります。ですので、人の見直しについては、随時受付をさせていただいて、まとまった後に年一回の見直しの中で位置付けるといったことをしたいと考えております。

桑原俊樹委員 わかりました。ありがとうございます。

議 長 ご質問ありがとうございました。ほかに質問やご意見等はございませんか。

(意見なし)

議 長 異議なしということで、承認してもかまいませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございました。
「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議 長 それでは最後になりますが、議案書 118 ページ、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。
令和 7 年 1 月 16 日から、令和 7 年 2 月 14 日までの受付期間中に、農地法第 18 条第 6 項、解約通知を 228 件、農地法第 3 条許可取消願を 2 件受理いたしました。また、3 件の農地バンク農地登録、7 件の農地バンク利用登録を行っております。
以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。
ただ今事務局より報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということですので報告承認案件を終了いたします。

議 長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。この際ですので、何かほかにご質問等がありましたらお受けしますが、ございませんか。

(意見なし)

議 長 ないようですので以上を持ちまして総会を閉会いたします。慎重審議、ありがとうございました。

|

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	原案承認
議案第5号	西条市農業委員会事務局処務規程の一部改正について	原案承認
議案第6号	西条市農地バンク事業実施要綱の一部改正について	原案承認
議案第7号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第8号	「西条地域の農業の振興に関する計画」の定期的な検証に対する意見の決定について	原案承認
議案第9号	地域計画（案）に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）	原案承認

9. 閉会の日時

令和7年3月5日 午後2時53分